

# 介護病棟入院費用内訳表（個室）

下記金額合計に自己負担割合（1割）を乗じたものが入院費用となります。

	加算点数名	金額	回数	内容
1	介護療養施設サービスⅠ（要介護1）	6,830	（1日）	介護療養型医療施設は、要介護者に対して、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下の介護等の世話、④機能訓練等の必要な医療を行うサービス
	介護療養施設サービスⅡ（要介護2）	7,930		
	介護療養施設サービスⅢ（要介護3）	10,310		
	介護療養施設サービスⅣ（要介護4）	11,320		
	介護療養施設サービスⅤ（要介護5）	12,230		
2	夜間勤務等看護加算4	70	（1日）	厚生労働大臣が定める夜間勤務を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合 *看護職員+介護職員が20：1以上 *夜勤職員一人あたり月平均夜勤時間72時間以下
3	栄養マネジメント加算	140	（1日）	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、患者の栄養状態を入院時に把握し、栄養ケア計画を作成している場合 また栄養ケア計画に従い栄養管理を行い、栄養状態を定期的に記録している場合
4	サービス提供体制強化加算Ⅲ	60	（1日）	介護療養施設サービスを入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が3割以上であること
5	感染対策指導管理料	50	（1日）	院内に感染対策委員会を設置し感染対策を常時講じた場合
6	褥瘡対策指導管理料	50	（1日）	専任医師等からなる褥瘡対策チームの設置、褥瘡対策を実施した場合
7	理学療法	1,230	（1回）	理学療法を担当する医師・理学療法士が適切に配置され、十分な専用施設及び必要な器械器具ならびに適切な看護体制が整備されており、医師の指導監督の下、理学療法士が直接訓練を実施した場合
8	作業療法	1,230	（1回）	作業療法を担当する医師・作業療法士が適切に配置され、十分な専用施設及び必要な器械器具ならびに適切な看護体制が整備されており、医師の指導監督の下、作業療法士が直接訓練を実施した場合
9	短期集中リハビリテーション	2,400	（1日）	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入院した日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合。ただし、理学療法や作業療法を算定する場合には算定しない。
10	リハビリテーション体制強化加算	350	（1回）	専従する常勤の理学療法士もしくは作業療法士を2名以上配置した体制強化事業所において加算

## 食事・居室等に関する費用（自己負担）

11	個室使用料・居住費	1,640	（1日）	個室の使用に係る費用+水道光熱費
12	食材料費	1,700	（3食）	食材料費・調理費・衛生管理費 朝500円、昼600円、夕600円
13	特別な室料	500	（1日）	特別な環境（トイレ・クローゼット・テレビ・冷蔵庫）